

差別を解消するための3つの法律とは？

2016（平成 28）年に施行された法律で、「差別解消三法」「人権三法」とも呼ばれます。



障害者差別解消法 2016（平成 28）年 4 月 1 日施行

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを目的としています。

ヘイトスピーチ解消法 2016（平成 28）年 6 月 3 日施行

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」

特定の民族や国籍の人々を社会から排除しようとする差別的な言葉や行動のない社会を実現することを目的としています。

部落差別解消推進法 2016（平成 28）年 12 月 16 日施行

「部落差別の解消の推進に関する法律」

「現在もなお部落差別は存在する」と法律で初めて明らかにし、「部落差別は許されないものである」との認識のもとに、部落差別のない社会を実現することを目的としています。

亀山市では、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現をめざしています。そのためには、わたしたち一人ひとりが人権を身近な問題として考え、正しく理解し行動することが大切です。ヒューマンフェスタに参加し、差別解消三法に触れ、あらためて人権について考えてみませんか。

< 亀山市の人権の歩み >

2006年

「人権尊重都市宣言」を行う。

2013年

「一人ひとりの人権が尊重される亀山市をつくる条例」を制定する。

2015年

「亀山市人権施策基本方針」を策定する。



「亀山市人権施策基本方針」では、人権施策の基本理念を次のように定め、本市の人権施策を総合的に進めています。

みがこう、人権感覚 広げよう、人権の視点
めざそう、一人ひとりの人権が尊重されるまち